

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（363））
2. 日時：令和2年11月5日 13時30分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、植木主任安全審査官、  
千明主任安全審査官、服部主任安全審査官、  
羽場崎主任安全審査官、宇田川安全審査官、日南川技術参与  
技術基盤グループ 地震・津波研究部門  
石田技術計画専門職

事業者：

中国電力株式会社

山田常務執行役員 電源事業本部 部長（電源土木） 他12名※

## 5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「5条 津波による損傷の防止」について、10月30日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

### 【漂流物衝突荷重の設定方針】

- 漂流物衝突荷重の対象漂流物の評価結果について、第894回及び第909回審査会合の説明内容も併せて説明すること。
- 漂流物衝突荷重の設定において考慮する漁船の選定について、調査結果に基づき合理性及び保守性を有した選定の方針を検討し、その上で、将来的に漁船規模が変更される等の不確かさを踏まえた設計方針又は運用方針について、基準に適合する状態の維持の観点から検討し説明すること。
- 津波防護施設に対する漂流物について、津波防護施設から500mの範囲と漁船の配置との関係が分かるよう説明すること。
- 漂流物の定期的な調査の実施について、漂流物の選定方針で説明すること。
- 漂流物の軌跡解析として今回実施した質量を有しない水粒子の軌跡

解析について、漂流物評価における位置付けを説明すること。

- 漂流物対策工の要否に係る検討のプロセスを明確にすること。また、設計方針について、受衝部材に対する考え方（受衝範囲、想定する損傷状態等）及び津波防護上の性能目標を維持するバウンダリと受衝範囲の区分を明確にして説明すること。
- 津波防護施設に作用する漂流物衝突評価について、漂流物の剛性の大小で異なる漂流物衝突荷重の算定方法を適用する考え方をはじめとして、全体を再整理の上説明すること。
- 3次元静的FEM解析を用いた津波防護施設の設計フローについて、設計開始から設計終了までのルートが明確となるよう説明すること。
- 隣接する2カ所のキャスク取扱格納庫について、津波防護施設へ同時に衝突しないとする考え方を説明すること。
- 漂流物追加調査について、どの様な考え方に基づき現地調査を実施したのか詳細に説明すること。また家屋の戸数については、なぜ世帯数を家屋の戸数としたのか、駐車可能台数はどの様に抽出したのか説明すること。
- 流向・流速を用いた漂流物の敷地への到達可能性評価について、評価一覧表を流向・流速図と紐付けて、まとめ資料で詳細に説明すること。
- 各船舶の総トン数一覧表について、プレジャーボートのみが最大排水トン数の表示であることを明確にして説明すること。
- 漂流物評価一覧表に記載する漂流物となる可能性がある船舶について、貨物船を含めて網羅的に抽出して説明すること。
- 海域活断層から想定される地震による津波について、対象とする基準津波（基準津波4又は海域活断層上昇側最大ケース）を区分して説明すること。
- 貫通部の止水処置として使用するモルタルについて、許容付着強度が $2.0\text{N/mm}^2$ となる根拠（設計基準強度等）を説明すること。

#### 【浸水防止設備のうち機器・配管系の基準地震動に対する許容限界】

- 浸水防止設備の基準地震動に対する許容限界について、機器・配管系のみ許容応力状態 $IV_A S$ を適用する考え方を、地震後の再使用性の観点を含めて詳細に説明すること。
- 浸水防止設備のうちタービン補機海水系等の弁の許容限界について、地震後、津波後の再使用性、津波の繰り返し影響等の観点を含めて詳細に説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし